

第507回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和6年3月6日（金）午後1時30分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 河本章吾、松田拓実、水谷圭子、山根 惇

使用者代表委員 柴田健司、当麻和重、*西田雅彦、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、
大橋賃金室長補佐、三浦労働基準監督官

*はオンライン参加

2. 審議事項

- (1) 奈良県特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明について
- (2) 令和6年度の奈良地方最低賃金審議会の公開について
- (3) その他

3. 主要経過・審議結果

【大橋室長補佐】

それでは、定刻になりましたので、令和5年度第5回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

なお、本日の審議は、「公開審議」でございます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、小西委員、北尾委員が欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【伊東会長】

本日は御多忙中のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、第507回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私のほかに、

労働者側は、松田（まつだ）委員

よろしくお願いいたします。

使用者側は、松岡（まつおか）委員

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、

議題（1）「奈良県特定最低賃金改正の申し出に関する意向表明について」

でございます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、ご説明いたします。

お配りしました資料ナンバー1「特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明書」をご覧ください。

この内容を読み上げることをもちまして説明とさせていただきます。

本件意向表明書は、本年2月14日付けで、日本労働組合総連合会奈良県連合会の水野会長から、奈良労働局長に対し提出がございました。

その内容でございますが、記の1の、金額改正を申し出る予定の産業別最低賃金の件名は、
（1）奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（2）奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（3）奈良県自動車小売業最低賃金

以上の3件でございます。

記の2の、申し出を予定するものが代表する基幹的労働者の範囲は、「奈良県に於いて、上記1の事業を営む使用者に使用される労働者」でございます。

記の3の、申し出予定の内容は、「上記1の最低賃金の金額改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。」でございます。

記の4の、申し出の理由等は、『奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業』『奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業』『奈良県自動車小売業』における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。」でございます。

最後に、記の5の、申し出の時期は、「2024年7月末迄に申し出を行う。」となっております。

以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から特定最低賃金の金額改正の意向表明について説明がありましたが、労働者側委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。

【松田委員】

皆様お疲れ様です。

労働側委員の松田と申します。昨年は審議会全体にあたりまして、真摯なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

また、特定最低賃金におきましては、各産業別の代表者を選出して意見陳述を行っていたなど、事務局の方にたくさんご苦労いただき、皆様もご協力いただきまして、ありがとうございました。

次年度の特定最低賃金におきましては、意義と役割というところにつきまして、公労使、認識が合うような議論の進め方というところもあるというふうに思っておりますので、そういう点も含めまして、改めまして今年度におきましても、3業種ともに提出をさせていただきますので、引き続き真摯なご議論をよろしくお願いいたします。

以上です。

【伊東会長】

ありがとうございました。

それでは、特定最低賃金の金額改正の申し出について、使用者側委員から意見、質問等がございましたら、お願いいたします。

【松岡委員】

失礼いたします。使用者側委員代表としまして、松岡から一言ご意見を申し上げさせていただきます。あくまでも、本日は改正に係る意向表明ということでございますので、金額改正の必要性の有無につきましては、また改めて正式な場で審議していただけるものと思っております。

意見としましては、30年以上前の社会状況、奈良県の産業構造等をみたときに必要だったかもしれませんが、時代が経過しておりまして、一定の役割が終えているのかな、というところでございます。また、地賃が大きく上がっている状況の中で、そろそろ断を下さないといけない時期にはなっているのかなということで、例年申し上げさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。

その他に何かございませんでしょうか。

(追加の補足説明がないことを確認)

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。特定最低賃金の金額改正の申出に関し、会長として、公益委員として、労使委員、特に労働者側委員に対しお願いしておきたいことがございます。

皆様ご存じのように、特定最低賃金の改正の申し出にあたって、関係労使が双方の意向を知っておくのは、その後の審議を円滑に進める上で大切なこととございます。

そもそも、特定最低賃金は、国のセーフティネットの役割を担う都道府県最低賃金と異なり、労使のイニシアティブによって設定すべき性格のものであることから、その前提として、労使で話し合うことが重要であると考えております。

そこで、「運営小委員会」までに、可能な限り、関係労使にて話合いの場を設けていただきますよう、また、そして意思疎通を図っていただけますようお願いいたします。

それでは、次に、

議題（2）「令和6年度の奈良地方最低賃金審議会の公開について」を審議いたします。

このことについて、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、ご説明させていただきます。

本来、次年度の審議会の公開につきましては、次年度に決めるところではございますが、

そのためだけに委員の皆様にお集まりいただくわけにもまいりませんので、本日、令和6年度第1回審議会の公開につきまして、ご審議いただきたいと存じます。

奈良地方最低賃金審議会運営規定第6条では「審議会は原則として公開とする。ただし、『個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合や、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合』は、非公開とすることができる。」とされておりますが、今年度より、公労・公使の2者による個別審議につきましては「非公開」とし、公労使3者が集まったの議論の部分については「公開」としたところがございます。

以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、例年、第1回審議会では、公労使3者が揃い、審議の進め方や日程を審議しており、特に「非公開」としなければならない内容もございませんので、原則どおり「公開」として審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

ありがとうございます。

それでは、特に異議もございませんでしたので、令和6年度第1回審議会は「公開」とさせていただきます。

【伊東会長】

それでは最後に、

議題(3)「その他」

ですが、事務局から何かありますでしょうか。

【箸方室長】

それでは、2点だけご説明させていただきます。

本日お配りしております資料につきまして、資料ナンバー2は、全国の令和5年度特定最低賃金の改正状況でございます。

1枚目は一般機械器具製造業最低賃金、2枚目は電機関係製造業最低賃金、そして3枚目は自動車小売業最低賃金の改正状況でございます。

それから、2点目といたしまして、別途机上にお配りさせていただいております「日本標準産業分類の改正に伴う特定最低賃金の取扱いについて」ということで、これは令和5年6月に日本産業分類の改正が告示されまして、令和6年4月1日に施行されるということで

予定されております。主な改正の内容としましては、百貨店、総合スーパーマーケット、均一価格店等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、それから「カンマ」が「読点」へ修正されるというような設定になっております。

この特定最低賃金において、産業分類の改定の影響を受ける主な産業といたしますのは、先ほど申しあげましたとおり、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種でございます。それと、「カンマ」が「読点」に修正されるということで、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となるということになっております。この産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイントとしまして、現在設定されております特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかで変わってくるのですが、その適用対象業種の範囲を変更するものでない場合は改正としまして、範囲を変更する場合には新設というような取扱いをすることになります。この場合の改正と新設で申出の要件が異なります、ということでございます。

右の表を見ていただければ、改正の場合、申出は旧分類ですが、決定は新分類になります。新設の場合には申出は新分類、決定も新分類、廃止は両方とも旧分類ということになります。裏面をめくっていただきまして、「日本産業分類の改正に伴う特定最低賃金の取扱いについて」の改正の手順です。左半分をみていただきますと、まずは現行の特定最低賃金の改正であることを確認して、適用対象業種の範囲に変更がないこと、改正ですの変更があるということであれば新設ということになってきます。この申出要件を確認しまして、受付をいたします。そして、申出の件名これは旧産業分類で必要性の審議の諮問が行われます。必要性の審議になりまして、そこで必要性有りということになれば、申出の件名（旧産業分類）での答申となります。それから申出の件名（旧産業分類）での金額審議の諮問ということになります。金額審議において改正の金額についての答申につきましては、答申文（本体）の件名につきましては諮問（旧分類）に揃えるということになります。答申文の別紙につきましては、新産業分類に基づく件名及び適用対象業種の範囲を記載することになります。

必要性の審議において、必要性無しということになれば、申出の件名、旧産業分類での答申で、件名の変更等は行わないということになります。これらのイメージといたしますのが、右半分に記載されているとおりでございます。

もう一枚ありまして、分類項目新旧対照表として付けさせていただいておりますけれど、これは従前「カンマ」であったのが「読点」に変わることで、一番上の農業、林業のところを見ていただければ、「カンマ」が「読点」になって改定素案が出ているということでございます。

以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございました「配布資料」

につきまして、ご意見、ご質問がありますでしょうか。

(意見、質問がないことを確認)

【伊東会長】

ないようですので、それでは、以上をもちまして議事はすべて終わりましたので、本日の審議会を終了したいと思います。

最後に、この1年間、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にありまして、当審議会のためにご尽力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様、お疲れ様でございました。

どうもありがとうございました。